

様式 9

「富士見市男女共同参画プラン（第4次中間見直し版）（案）」に対する意見募集の結果について

令和8年2月26日

人権・市民相談課

意見募集結果及び寄せられた意見に対する市の考え方について、次のとおり公表します。
ご協力に感謝申し上げます

【意見募集の集計結果】

1	意見募集期間	令和7年12月1日（月）から 令和8年1月5日（月）まで	
2	意見の件数	28件	
3	意見提出方法	ホームページ応募専用フォーム	1件
		郵送	件
		ファクシミリ	3件
		直接持参	件
4	反映状況	A 意見を反映し、案を修正したもの	5件
		B 既に案で対応済みのもの	8件
		C 今後の参考とするもの	15件
		D その他	件

【募集意見】 (28件)

No	意見概要	市の考え方	反映状況
1	<p><u>市民意識調査や相談状況などを活用し、施策の効果を検証しながら継続的に改善していく姿勢を計画に反映させること。</u></p> <p>本計画を実効性のあるものとするためには、行政だけでなく、当事</p>	<p>今回の中間見直しにあたっては、富士見市アンケートモニター調査を活用し、市民ニーズや課題の把握を行い、計画前半の評価及び課題について整理しました。</p> <p>今後におきましても、富士見市ア</p>	B

	<p>者や支援団体、市民の声を継続的に反映させていく仕組みが重要だと思います。DVやジェンダーに関する課題は、当事者でなければ見えにくい側面が多くあります。計画の推進や見直しの過程において、そうした声がどのように反映されるのかについても、より丁寧な説明や仕組みづくりが求められるのではないのでしょうか。</p>	<p>ンケートモニター調査等を活用し、市民ニーズや課題の把握に努めてまいります。</p> <p>また、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等については、毎年度、年次報告書を作成しており、成果等を把握し、取り組みの改善に努めてまいります。</p> <p>相談・支援にあたっては、ジェンダーなどの様々な課題への対応も含め、関係部署との連携を図りながら、個々に寄り添った対応をしてまいります。</p>	
2	<p><u>5ページ、21ページ</u> <u>メディア・リテラシーの説明の「女性の性的側面のみが強調される」ことについて</u></p> <p>女性誌などでは、いわゆるイケメンがベッドに上半身裸で寝そべる表紙を採用するなど、男性の性的側面の強調なども行われています。</p> <p>そのため、「各性別の性的側面が強調される」などまで範囲を広げてもよいと思います。</p>	<p>メディアでは、女性の性的側面を強調するような表現も見受けられ、問題点のひとつとして掲載したところです。</p> <p>一方、本プランでは、男女共同参画の視点に立った表現の浸透を掲げております。</p> <p>ご意見を踏まえ、メディア・リテラシーの説明中に「女性の性的側面のみが強調される」を「性的側面が強調される」に修正します。</p>	A
3	<p><u>計画全体／基本的な考え方・意識づくりに関する部分（例：第1章、第2章）</u></p> <p>現在の計画では、男女共同参画や人権尊重の考え方は示されていま</p>	<p>基本目標 I 主要課題 1 では、家庭及び社会全体において、固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していることを課題</p>	B

	<p>すが、「男は仕事、女は家庭」といった性別による決めつけが、進学、就職、家庭や地域の役割分担など、日常生活に影響していることへの問題意識が分かりにくいと感じます。こうした考え方を見直すことを、計画の中でよりはっきり位置付けてほしいです。</p>	<p>として位置付けております。 その課題解消のため、基本目標Ⅰ 主要課題Ⅰの施策の方向（Ⅰ）男女共同参画のための意識啓発において、具体的な取り組みを行ってまいります。</p>	
4	<p><u>高齢期や介護分野においても、ジェンダー平等の視点を踏まえた支援や相談体制を整えること。</u></p> <p>ジェンダー平等の課題は、子育て世代だけの問題ではなく、高齢期や介護の場面にも深く関わっていると感じます。介護の担い手が女性に偏りがちであることや、高齢期における経済的な不平等、配偶者からの支配や暴力が表面化しにくい現状など、見えにくい課題も存在しています。</p> <p>年齢やライフステージを問わず、ジェンダー平等の視点が貫かれた支援や相談体制が必要だと考えます。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、基本目標Ⅰ 主要課題Ⅰの「女性の約70%が就業している中、結婚や出産によって、希望があっても仕事を続けにくい現状がまだあります。」を「女性の70%が就業している中、結婚や出産、家族の介護などによって、希望があっても仕事を続けにくい現状がまだあります。」に修正します。</p> <p>なお、基本目標Ⅳ 主要課題Ⅱにおいて、すべての人に大切なワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に関する支援の必要性を位置付けております。この中で、介護家庭及び子育て家庭の両立支援の具体的な取り組みとして、介護保険サービスや高齢者福祉サービスに関する相談・支援の充実を示しております。</p> <p>この相談・支援にあたっては、高齢期におけるジェンダーの課題へ</p>	A

		<p>の対応も含め、関係部署との連携を図りながら、個々に寄り添った対応をしてまいります。</p>	
5	<p><u>20ページ</u> <u>「男女がともに職業生活と家庭・地域生活との両立ができるような意識の醸成」について</u> <u>39ページ</u> <u>「女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女ともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものであり、少子高齢化による労働力人口の減少等の諸問題の解決及び持続可能な社会に向けて、あらゆる分野における女性の活躍をなお一層推進していく必要があります。」について</u> 男女共同参画では本人の自己決定がとても大切な要素になっているにも関わらず、これらは両方とも、共働きを常に推奨している計画のように読めてしまうとも思います。どちらとも、専業主婦、主夫でいたい方たちも肩身が狭くならないように、「働きたい」男女や「社会で活躍したい」女性などの枕詞を入れてもいいと考えます。 基本的に主語を大きくすればする</p>	<p>本市における女性の年齢別労働率は、働く女性の割合が30歳代でいったん低くなるいわゆる“M字曲線”がみられ、20歳代で働いていた女性が、子育て期とみられる30歳代で相当数仕事を離れていることが分かります。</p> <p>このような中、働きたい女性がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、働く場における女性活躍を推進していく必要があります。</p> <p>一方、家庭・地域活動において、固定的役割分担意識やアンコンシャス・バイアスにとらわれず、男性の参画を進めていく必要もあります。</p> <p>ご意見を参考とさせていただき、20ページについては、「働きたいすべての人が、職業生活と家庭・地域生活との両立ができるような意識の醸成と社会システムの確立が必要です。」に修正します。</p> <p>39ページについては、「働く場における女性の活躍が進むことは、女性だけでなく、男女がとも</p>	A

	<p>ほど、記載内容の趣旨に合わない方が排除されてしまうため、悲しいです。</p>	<p>に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現につながるものです。また、少子高齢化による労働力人口の減少等の諸問題の解決及び持続可能な社会に向けて、あらゆる分野における女性の活躍をなお一層推進していく必要があります。」に修正します。</p>	
6	<p><u>男性を含めた意識啓発や多様な生き方を支える取組を明確に位置づけること。</u></p> <p>男女共同参画を進めるにあたっては、女性への支援だけでなく、男性側の意識や生き方へのアプローチも重要だと感じます。長時間労働や「家計を支えるのは男性」という意識、感情を表に出しにくい社会的風土などは、男性自身の生きづらさにもつながっており、結果として家庭内での役割分担の偏りや、DV・ハラスメントの背景要因となる場合もあるのではないのでしょうか。</p>	<p>基本目標 I 主要課題 1 として、「男女共同参画のための意識改革」を位置付けております。その主要課題に基づく施策の方向（1）として、「男女共同参画のための意識啓発」に基づく具体的取り組みを実施することとしております。</p> <p>今後におきましても、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、すべての人が活躍できるよう、啓発活動に取り組んでまいります。</p>	B
7	<p><u>21ページ No.4</u></p> <p><u>「男女共同参画の関連図書を充実させます。男女共同参画週間等に、定期的に展示を行います。」について</u></p> <p>男女共同参画の関連図書を充実するのであれば、市民がいつでも関</p>	<p>本市では、6月の男女共同参画週間に合わせたパネル展示及び男女共同参画関連図書の展示を行っております。また、11月の女性に対する暴力をなくす運動期間においても、関連図書の展示を行っており、男女共同参画推進のための</p>	C

	<p>覧できるよう、常設のコーナーを設けるほうが効果的である。「男女共同参画週間等に限らず男女共同参画コーナーを常設します。」に修正することを提案します。</p>	<p>意識啓発を図っております。</p> <p>常設のコーナーにつきましては、市庁舎の人権・市民相談課、鶴瀬西交流センター、ピアザ☆ふじみ及び針ヶ谷コミュニティセンター内に男女共同参画コーナーを設け、男女共同参画に関連するチラシ等を配架し、情報提供を行っております。</p> <p>ご提案いただきました図書館における常設の図書展示につきましては、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>	
8	<p><u>21ページ No.4</u></p> <p><u>「男女共同参画の関連図書を充実させます。」について</u></p> <p>定期刊行本を男性、女性でジャンル分けにした配架はやめてほしい。</p> <p>女性は育児、ファッション、料理等、男性は経済、金融、専門誌等、男女別の固定的な役割分担を踏襲したような配架となっている。男女区分なく誰もが閲覧しやすいように工夫してほしい。</p>	<p>本市図書館の定期刊行本（雑誌）の配架につきましては、出版されている雑誌のジャンルに準じて分類しております。これは、利用者が雑誌を探す際の目安として、目的の雑誌を探しやすいようにしているものです。</p> <p>ご提案の男女区分のない刊行本の配架につきましては、貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>	C
9	<p><u>21ページ No.6</u></p> <p><u>「市が情報発信をする際に、男女共同参画の視点に配慮します（イラストカット及び表現等）。」について</u></p>	<p>市制施行40周年の記念事業において、富士見市マスコットキャラクター「ふわっぴー」は、市の魅力を幅広くPRするマスコットキャラクターとして作成・活用を</p>	C

	<p>市の公式マスコットキャラクター「ふわっぴー」は、双子の子どもであることから、片方は男の子として青、一方は女の子としてピンクかつ長い髪とし、色合いや髪型に典型的なジェンダーバイアスが感じられます。</p> <p>これは、古典的性別によるステレオタイプを設定しており、市の策定している富士見市のマスコットキャラクター「ふわっぴー」の「デザインの使用における注意事項」として固定化されています。</p> <p>市の広報活動に頻繁に使用されることから、この古典的性別によるステレオタイプが大人だけでなく、次世代を担う子どもにも伝わっていくことが危惧されます。</p> <p>また、キャラクターを目にした県内他の市民等から「富士見市のジェンダー感覚の希薄さ」が指摘されています。</p> <p>市民に男女別のアンコンシャス・バイアスを引き起こさせることがないように、色合いや髪型を見直していただきたい。</p>	<p>目指し、誕生しました。</p> <p>「ふわっぴー」の誕生から月日が経過しており、すでに富士見市のマスコットキャラクターとして市内外に広く認知されていることから、見直しする考えはございません。</p> <p>しかしながら、「ふわっぴー」の看病の場面では、兄妹ともに看病する側、看病される側のデザインを作るなど、固定的な性別役割分担意識を助長することのないように配慮しております。</p> <p>今後におきましても、情報発信における表現の配慮については、全庁的に取り組んでまいります。</p>	
10	<p><u>教育・学校に関する部分（意識づくり、学習の推進）</u></p> <p>進路指導や学校行事などの中で、知らないうちに性別による思い込</p>	<p>基本目標 I 主要課題 1 施策の方向（2）の基本的施策として、「学校等での男女平等教育への取り組み」を位置付けております。</p>	B

	<p>みが入り込むことがあります。学校教育の中で、性別にとらわれず自分の進路や生き方を選べるよう、具体的な取り組みを計画に示してほしいです。</p>	<p>この基本的施策の具体的な取り組みにおいて、男女共同参画意識の形成を図っていくこととしております。</p>	
1 1	<p><u>学校教育におけるジェンダー平等の具体的な取組を示し、教職員研修や学習環境の充実につなげること。</u></p> <p>ジェンダー平等の実現に向けては、学校教育の果たす役割が極めて大きいと考えます。本計画では、教育や学習の重要性について触れられていますが、学校現場でどのようにジェンダーの視点を具体的に取り入れていくのかについては、やや抽象的に感じられました。</p> <p>進路指導や職業観の形成、部活動や学校行事での役割分担、制服や校則のあり方など、学校生活の中には、無意識のうちに性別による固定観念が反映されてしまう場面が少なくありません。こうした日常の積み重ねが、子どもたちの自己肯定感や将来の選択肢に影響を与えることもあると感じます。教職員への研修や教材の工夫などを含め、学校教育の中でジェンダー平等の視点をどのように実践して</p>	<p>基本目標 I 主要課題 1 施策の方向（2）の基本的施策として、「学校等での男女平等教育への取り組み」を位置付けております。</p> <p>この基本的施策の具体的な取り組みにおいて、教職員への研修機会の充実や、児童生徒が性別による偏見を持ったり、差別をしたりすることがないように、指導することとしております。</p>	B

	いくのかを、計画の中でより明確に示していただきたい。		
1 2	<p><u>27ページ、29ページ</u></p> <p><u>「専門カウンセラーによる女性相談を定期的実施し、女性が抱える様々な悩み事に対応します。」</u></p> <p><u>について</u></p> <p>女性に限定する意味がわかりません。「女性、男性相談を定期的実施し、性別に応じた様々な悩み事に対応します。」など、両性を尊重すべきでは。</p> <p>特に27ページは、男性の方が女性からパワハラやセクハラを受けた際に、男のくせにと評されてしまい、公に相談しにくい社会背景をもう少し問題視してもよいと思います。</p> <p>女性相談もあるけど男性でも利用できますというのなら、名称の見直しの必要性はもっと高いと思います。</p> <p>また、法がある以上仕方ないですが、基本目標Ⅱ 主要課題3では、完全に男性が置いてけぼりになっている以上、27ページ、29ページあたりで男性にもフォローを入れるべきだと考えます。</p>	<p>本市では、家庭のこと、夫婦のことなど、女性が抱える悩み事に対応するため、心理カウンセラーによる女性相談を実施しており、この相談は、女性に限定しております。</p> <p>現状におきましては、男性を限定とした相談を実施する予定はありませんが、男性からの相談については、内容に応じ、本市の市民相談、埼玉県男性のための電話相談及び労働相談などをご案内することとなります。</p> <p>また、ご指摘のとおり、基本目標Ⅱの主要課題1～3及び基本目標Ⅲを、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村計画として位置付けたところで</p> <p>す。</p> <p>男性の被害については、課題のひとつとして認識しており、基本目標Ⅲの主要課題1では、近年の動きとして、「男性からのDV相談や、男性の被害数も増加している」などの文言を追記したところ</p> <p>です。こうした動きは、引き続</p>	C

		き、注視してまいります。	
13	<p><u>28ページ</u> <u>リプロダクティブ・ライツについて</u></p> <p>「子どもを産む、産まない、また、いつ産むのかなどを女性自身が決めるための」や、「女性の重要な権利の一つ」という部分、また、注釈12は誤解を生む表現なので見直しが必要と考えます。</p> <p>この概念は、女性が妊娠・出産を望まないのであれば拒否できるということが肝だと考えます。計画の表現では、男性の意見ではなく、女性の意見で決定すべきというニュアンスが前に出てきすぎていると感じます。</p> <p>リプロダクティブ・ヘルスは、女性に限らずすべての個人の権利であり、もっとパートナーと対等な立場で話し合い、お互いの意思を尊重しながら決定していくというニュアンスを前に出すべきだと感じます。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、リプロダクティブ・ヘルスの説明の「女性が生涯にわたって身体的・精神的、社会的に良好な状態であることを目指す」を「誰もが生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態であることを目指す」に修正します。</p> <p>また、リプロダクティブ・ライツの説明の「子どもを産む、産まない、また、いつ産むかなどを女性自身が決めるための」を「子どもを産む（持つ）、産まない（持たない）のか、いつ何人産む（持つ）のかを自分自身で決めるための」に修正するとともに、視点の「女性の重要な権利」を「誰にとっても重要な権利」に修正します。</p> <p>併せて、注釈の説明文を修正します。</p> <p>※12 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ</p> <p>1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議において提唱された概念で、「性と生殖に関する健康と権利」と訳されます。</p>	A

<p>1 4</p>	<p><u>3 1 ページ No.4 0</u> <u>「女性が抱えるさまざまな悩み事に対応します。」について</u></p> <p>困難女性支援法に基づく「富士見市困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」の基軸ともいえる「主要課題3 困難女性への支援」の施策が相談対応に過ぎないのは不十分に思います。</p> <p>性暴力や家庭関係破綻により、現在の状況として住居もなく、収入もない女性に対する緊急支援として何ができるのか、相談は「定期的な実施」で適切に対応できるのか、困難女性支援法の立法趣旨を踏まえた新規施策として十分なのか、さらに具体的な取り組みの必要性があると考えます。</p>	<p>令和6年4月施行の困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を踏まえ、基本目標Ⅱの一部及び基本目標Ⅲを市の困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画として、位置付けました。</p> <p>具体的な取り組みについては、基本目標Ⅱ 主要課題3 施策の方向(1)の基本的施策として「自立支援」及び「関係機関との連携の強化」を位置付け、また、基本目標Ⅲ 主要課題1 施策の方向(2)の基本的施策及び「DV被害者への支援」に位置付けており、相談及び緊急支援を要する場合の対応について、関係部署や埼玉県などの関係機関等と連携し、相談者の状況に応じた必要な支援を行っていくこととしています。</p>	<p>B</p>
<p>1 5</p>	<p><u>3 1 ページ No.4 4</u> <u>「必要に応じて民間団体等との連携を図ります。」について</u></p> <p>困難を抱える女性は緊急を要する状況の場合があり、迅速に的確な対応が可能となるよう、平素から支援の協力が得られる民間団体等の情報を把握・整備しておく必要があると考えます。「民間団体等の情報を整備し、必要に応じて連携を図ります」に修正すること。</p>	<p>困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体等の情報を収集し、その情報を整理しておくことは、必要であると考えます。</p> <p>貴重なご意見として、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>C</p>

<p>16</p>	<p><u>固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスの解消を、ジェンダー平等の推進だけでなく、DV防止や人権侵害の未然防止という観点からも重要な課題として明確に示すこと。</u></p> <p>現代の社会には、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、本人も気づかないうちに形成される無意識の思い込みや偏見（アンコンシャス・バイアス）が、今なお根強く存在しています。これらは、進学や就労、職場での評価、家庭内での役割分担、地域活動への参加など、日常生活のさまざまな場面に影響を与え、性別によって生き方や選択肢が狭められてしまう状況を生んでいると感じます。</p> <p>こうした意識や社会構造は、単に不平等を生むだけでなく、配偶者やパートナー間の力関係の偏りを固定化し、DVやハラスメントといった深刻な人権侵害につながる要因にもなっているのではないのでしょうか。ジェンダー平等の推進とDV防止は、切り離して考えるものではなく、相互に深く関係している問題だと考えます。</p>	<p>基本目標Ⅲ 主要課題1において、暴力は人権侵害であること、また、DVの背景には、男女の社会的地位や経済力の格差からくる優位性など、社会構造の問題があることを明記しております。</p> <p>固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、すべての人が活躍できるよう、今後におきましても、啓発活動に取り組んでまいります。</p>	<p>B</p>
-----------	---	---	----------

<p>1 7</p>	<p><u>男女共同参画とDV防止に関する記述（基本目標Ⅰ・Ⅲ）</u></p> <p>性別による決めつけや力関係の偏りは、DVやハラスメントにつながることもあります。男女平等を進めることが、DV防止にもつながるといふ視点を、計画の中で明確に示してほしいです。</p>	<p>基本目標Ⅲ 主要課題1において、DVの背景には、男女の社会的地位や経済力の格差からくる優位性など、社会構造の問題があることを課題として位置付けております。</p> <p>配偶者・パートナー等からの暴力のないまちづくりに向け、施策の方向（1）「配偶者・パートナー等からの暴力の防止に向けた意識啓発」及び施策の方向（2）「支援体制の充実」において、具体的に取り組んでまいります。</p>	<p>B</p>
<p>1 8</p>	<p><u>DV被害者が迷うことなく相談できるワンストップ窓口体制を整備し、その役割や支援の流れを市民に分かりやすく示すこと。</u></p> <p>富士見市のDV防止対策については、計画上の位置づけはあるものの、実際の支援体制が、市民の立場から見て十分に機能しているとは言いきれないのではないかと感じています。特に、DV被害者が最初に相談しようとした際に、どこに連絡すればよいのかが分かりにくく、安心してつながることのできるワンストップの相談窓口体制が十分に整っていないことは、大きな課題だと思います。</p> <p>DV被害者は、被害者自身が声を</p>	<p>基本目標Ⅲ 主要課題1 施策の方向（2）「支援体制の充実」の中の基本的施策として、「DV被害者への支援」を位置付けております。</p> <p>この「DV被害者への支援」の具体的な取り組みでは、富士見市配偶者暴力相談支援センターを中心に、DVに関する法律や相談窓口等、被害者の安全の確保及び自立支援に関する情報提供を行うことを示しております。</p> <p>DV被害者が抱える問題は、それぞれ異なることから、個々に応じた支援をするため、関係部署や関係機関との連携を図り、対応をしてまいります。</p>	<p>C</p>

	<p>上げることが非常に難しく、相談に至るまでに長い時間を要する場合も少なくありません。そのような中で、相談窓口が分散していたり、支援の流れが見えにくかったりすることは、被害者の孤立を深め、結果として支援につながる機会を失わせてしまうおそれがあります。</p>		
19	<p><u>DV相談体制・相談窓口に関する部分（例：DV防止対策の項目）</u></p> <p>DVに悩んでいる人が、最初にどこへ相談すればよいのか分かりにくいと感じます。迷わず相談できる一つの窓口（ワンストップ窓口）を整え、その相談の流れを市民に分かりやすく示すことを、計画に明記してほしいです。</p>	<p>基本目標Ⅲ 主要課題1 施策の方向（2）「支援体制の充実」の中の基本的施策として、「DV被害者への支援」を位置付けております。</p> <p>この「DV被害者への支援」の具体的な取り組みでは、富士見市配偶者暴力相談支援センターを中心に、DVに関する法律や相談窓口等、被害者の安全の確保及び自立支援に関する情報提供を行うことを示しております。</p> <p>DV被害者が抱える問題は、それぞれ異なることから、個々に応じた支援をするため、関係部署や関係機関との連携を図り、対応をしております。</p>	C
20	<p><u>配偶者暴力相談支援センターとしての機能を実質的に強化し、関係機関と連携した支援体制を明確にすること。</u></p>	<p>基本目標Ⅲ 主要課題1 施策の方向（2）支援体制の充実の中の基本的施策として、「DV被害者への支援」を位置付けております。</p>	C

	<p>配偶者暴力相談支援センターについては、名称上の設置にとどまらず、実際に被害者に寄り添い、関係機関と連携しながら支援につなげる機能が十分に果たされているのかについて、不安を感じる市民も少なくないのではないのでしょうか。DV防止は意識啓発だけでなく、被害が起きたときに確実に支援につながる体制があってこそ意味を持つものだと思います。</p>	<p>富士見市配偶者暴力相談支援センターについては、人権・市民相談課の職員が対応しており、配偶者からの暴力の相談または相談機関の紹介、緊急時における安全の確保、また、被害者の自立支援のための情報提供や、関係機関との連絡調整を行っております。</p> <p>DV被害者が抱える問題は、それぞれ異なり、こうした問題に対応するためには、庁内関係部署や関係機関との連携を図り、対応してまいります。</p>	
2 1	<p><u>配偶者暴力相談支援センターに関する部分</u></p> <p>配偶者暴力相談支援センターについて、実際に十分な人員や体制が確保され、支援につながる仕組みが機能しているのか不安があります。相談や支援が確実に行われるよう、体制の強化を計画の中で明確に示してほしいです。</p>	<p>ご提案いただきました体制の強化につきましては、相談者数の推移などを注視しながら、適宜、検討してまいります。</p>	C
2 2	<p><u>DVやジェンダーに関する相談・支援を担う部署において、市職員の体制を強化するとともに、社会福祉士等の関係資格や専門性を有する職員の確保、継続的な研修体制を整えること。</u></p> <p>支援体制を実効性のあるものにするためには、それを担う市職員の体制や専門性の確保が不可欠だと考えます。DV対応や困難を抱え</p>	<p>人権・市民相談課では、富士見市配偶者暴力相談支援センターに関すること、また、ジェンダーを含む男女共同参画に関することを所掌しております。</p> <p>市職員の体制強化につきましては、業務量などを踏まえ、適宜、検討してまいります。</p> <p>社会福祉士等の関係資格や専門性を有する職員の確保につきまして</p>	C

	<p>る女性への支援、ジェンダーに関する相談は、高い専門性と継続的な対応が求められる分野であり、担当職員の負担が過度に大きくなれば、きめ細やかな支援を継続することは難しくなります。</p> <p>そのため、相談や支援を担う部署においては、十分な人員体制を確保するとともに、社会福祉士や精神保健福祉士など、関係する資格や専門性を有する職員の配置・確保、継続的な研修の実施が重要だと感じます。制度や窓口を整えるだけでなく、それを支える人の体制を計画の中で明確に位置づけることが、被害者や相談者に寄り添った支援につながるのではないのでしょうか。</p>	<p>は、相談者の推移などを注視しながら、適宜、検討してまいります。</p> <p>現状におきましては、基本目標Ⅲ 主要課題 1 施策の方向性（２）における基本的施策「DV被害者への支援」に位置付けております富士見市配偶者暴力相談支援センターでの対応や、心理カウンセラーによる「女性相談」、DV被害者への支援を専門的に行っているNPO法人スタッフによる「DV相談」で対応してまいります。</p> <p>また、職員においては、埼玉県が主催する研修などに定期的に参加し、資質の向上を図ってまいります。</p>	
23	<p><u>市職員の体制・支援を担う部署に関する部分</u></p> <p>DVやジェンダーに関する相談や支援を行うためには、市職員の体制が重要だと思います。人員体制を強化するとともに、社会福祉士など、関係する資格や専門性を持つ職員を確保し、継続して学べる体制を整えることを計画に盛り込んでほしいです。</p>	<p>人権・市民相談課では、富士見市配偶者暴力相談支援センターに関すること、また、ジェンダーを含む男女共同参画に関することを所掌しております。</p> <p>市職員の体制強化につきましては、業務量などを踏まえ、適宜、検討してまいります。</p> <p>社会福祉士等の関係資格や専門性を有する職員の確保につきましては、相談者の推移などを注視しながら、適宜、検討してまいります。</p>	C

		<p>現状におきましては、基本目標Ⅲ 主要課題1 施策の方向性(2) における基本的施策「DV被害者 への支援」に位置付けております 富士見市配偶者暴力相談支援セン ターでの対応や、心理カウンセ ラーによる「女性相談」、DV被 害者への支援を専門的に行ってい るNPO法人スタッフによる「D V相談」で対応してまいります。 また、職員においては、埼玉県が 主催する研修などに定期的に参加 し、資質の向上を図ってまいりま す。</p>	
24	<p><u>37ページ</u> <u>施策の方向(1)「女性を積極的 に登用すること」、</u> <u>No.59「より多くの女性職員を管 理職にするための環境整備」</u> <u>41ページ No.80</u> <u>「女性の登用を進めます。」につ いて</u> 女性だから登用すべきなのではな く、能力のある人材を性別等に関 係なく起用すべきというのが本旨 と考えますので、「能力のある」 女性など、枕詞を入れた方がいい と考えます。 特に、SNS等で能力が足りなく ても女性だから登用される事例に</p>	<p>本市における女性管理職の割合 は、近年、緩やかではあるものの 上昇傾向にあり、令和7年4月1 日現在では、21.9%となってい ます。 しかしながら、政策・方針決定過 程への女性の参画は十分とは言え ない状況です。 こうした状況から、女性がその能 力を十分に発揮できるようにする とともに、多様な意見を反映させ るためにも、女性の政策・方針決 定過程への参画を拡大していくこ とが必要と考えておりますので、 原文のままいたします。</p>	C

	<p>ついて、女子枠などの呼び名で揶揄されているなかで、誤解が生じないようにすべきだと考えます。</p>		
25	<p><u>40ページ No.69</u> <u>「補助的業務を女性だけに限定するなどの固定的な性別役割分担意識の是正と就労環境等の整備や改善について、事業主等へ働きかけます」</u>について</p> <p>男性側としては、力仕事なども問題になっており、女性だけでなく男性側からも課題がある問題なので、両側面の表現にするべきだと考えます。例えば、力仕事を男性だけ、補助的業務を女性だけに限定など。</p>	<p>ご意見を参考とさせていただき、「主要な業務を男性だけ、補助的業務を女性だけに限定するなどの固定的な性別役割分担意識の是正と就労環境等の整備や改善について、事業主等へ働きかけます。」に修正します。</p>	A
26	<p><u>41ページ No.79</u> <u>「性別にとらわれることのない職員配置や業務分担に配慮します。」</u>について</p> <p>性別にとらわれることのない取り組みとは、どういう状態を目指すものなのかをより具体的に表現するため、「性別に偏らない」に修正すること。</p>	<p>性別にとらわれることのない職員配置や業務分担とは、性別にとらわれない個人の能力・適正を考慮した職員配置や業務分担に配慮することを表現しておりますので、原文のままとします。</p>	C
27	<p><u>41ページ No.80</u> <u>「ポジティブ・アクション（積極的改善措置）の取り組みを推進し、女性の登用を進めます。」</u>について</p>	<p>市管理職については、要件を満たしたすべての職員が選考対象となる制度となっており、女性管理職の割合は、21.9%（令和7年4月1日）となっております。</p>	C

	<p>労働時間数をはじめとして職域や管理職数ほか、男女間格差の生じている現状について、どのような改善措置を講ずるのか、不明瞭である。講じようとするポジティブ・アクションの取り組みとは、どのような状態を目指すものなのかをより明確化するため、職員の採用、配置、研修、登用等具体的に示すことが出来ると分かりやすい。</p>	<p>令和5年度からは、女性職員を対象に、キャリア形成や昇任・昇格に対する意識高揚を図る機会を目的とする研修も実施しております。</p> <p>しかしながら、市役所の管理職の女性職員割合は、25%の目標値に届いておりません。</p> <p>引き続き、政策・方針決定過程への女性の参画を進めていくため、令和12年度の目標値25%を達成するよう、努めてまいります。</p>	
28	<p><u>42ページ No.84</u> <u>6ページ 基本目標IV</u> <u>富士見市ファミリー・サポート・センター事業</u></p> <p>ファミリーサポート制度は、有益な取り組みであるが、提供会員・両方会員の合計数が、平成6年度の現状値（196人）は平成7年度の目標値（238人）の約8割程度となっており、求められているサービス提供に対応できていない現状が窺われる。プライバシー確保の視点や提供会員に対する報酬額、サービス提供の場所等、より利用しやすく、安心安全な制度となるよう見直しが必要であり、「制度の見直しをし、」を加筆すること。</p>	<p>提供会員・両方会員の合計数は目標値を下回っておりますが、必要な方にはサービスを提供できている状況です。また、緊急時や宿泊を伴う依頼にも対応可能な制度を併用し、利便性の向上に努めております。</p> <p>提供会員・両方会員の確保に向けては、会員対象の基礎講座を広く一般市民にも公開・募集し、周知を図っております。</p> <p>今後におきましても、ファミリー・サポート・センター事業を含め、子育て支援の充実に努めてまいります。</p>	C